令和５年度 第１回「いじめ対策総点検」の実施について（報告）

県立柏崎総合高等学校長
田中 謙一

この度、本校における点検が下記のとおり行われましたので、ご報告いたします。

記

1 日　時　　令和５年９月11日（月） 14:00 ～ 16:00
2 訪問者　　生徒指導課 副参事および指導主事 ２名
3 参加者　　校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各学年１名
4 内　容　　いじめ対策の現状の聴き取り、協議、グループワーク
5 指　導

(1) いじめ対策の現状の聴き取り、協議

・いじめが疑われる事案が発生した場合、初期対応が大切である。すみやかに管理職へ報告して対応を進めること。
・いじめ認知と判断しない事案についても全教職員で情報共有をすること。
・保護者への報告は速やかにおこなう。一度連絡をおこなったら終わりではなく、その後の対応状況について連絡をすることが大切である。
・会議記録は関係する職員が確認したことがわかるようにしておくこと。
・スクールカウンセラーは対策組織の一員であるから、対策組織の会議内容についてすべて情報共有をすること。
・研修に参加出来なかった職員に対する対応を必ずおこなうこと。
・保護者には今後どのような対応をおこなっていくかを明確に示すことが大切である。
・「いじめＳＯＳポスト」については資料だけではなく、ブックマークアイコンを作成するように生徒に説明すること。
・警察との連携は学校が先になってもよい。事案によっては相談しながら適切に対応すること。

(2) グループワーク（シミュレーション）

・訴えがあったら迅速に管理職まで情報共有をおこない対応をすすめること。
　その際は配慮すべきことまでも確認すること。
・担任任せにせず、聴き取りだけではなく保護者への連絡なども複数の職員で対応すること。
・学校が被害生徒を徹底して守ることについて具体的に説明すること。
・希死念慮が疑われる場合は RAMP S 活用やＳＣの見立てをもとに医療受診をすすめたり、リーフレット活用をして見守りを依頼すること。